

久喜市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

久喜市建築基準法施行細則（平成22年久喜市規則第196号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「第138条第3項第1号」を「第138条第4項第1号」に改める。

第25条第2項中「同条第3項第4号」を「同条第4項第4号」に改める。

様式第8号中「第137条の12第4項」を「第137条の12第13項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。